

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の改正について（議案第79号）

障害福祉課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係

就労選択支援の創設に伴い、指定就労選択支援事業の指定基準を次のとおり定める。

ア 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、当該事業所ごとに、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法）で、利用者の数を15で除した数以上とする。

イ 指定就労選択支援の実施主体は、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする。

ウ 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行うものとする。

(2) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

就労選択支援の創設に伴い、就労選択支援事業の最低基準を次のとおり定める。

ア 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有することとする。

イ 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 管理者 1

(イ) 就労選択支援員 当該事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

ウ 就労選択支援の実施主体は、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援

事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする。

エ 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行うものとする。

(3) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係

指定児童発達支援事業者の利益供与等の禁止を定める規定において、障害者総合支援法の引用条項を改める。

(4) 前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例関係

多機能型事業所の設置及び事業を定める規定において、障害者総合支援法の引用条項を改める。

3 施行期日

令和７年１０月１日